

京都市醍醐交流会館ホール活用プロジェクト企画運営委託業務 受託に係るプロポーザル募集要項

1 委託業務の名称

京都市醍醐交流会館ホール活用プロジェクト企画運営委託業務

2 契約期間

契約締結の次の日から令和9年3月31日（水）まで

3 契約金額の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

4 支払条件

原則、本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。

ただし、業務遂行に当たり、事前に資金を必要とすると認められる場合は、委託金額の30%を上限に前金払も可とする。

なお、契約締結後の追加費用の支払は不可とする。

5 業務内容

「(別紙)仕様書」のとおり

6 応募資格

次の各号に掲げる事項の全てを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者であること、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (3) 応募書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 複数の事業者による共同提案による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。
 - ア 複数の事業者による共同提案の全ての構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。
 - イ 複数の事業者による共同提案の代表者は、構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 複数の事業者による共同提案の全ての構成員は、別の参加者又は別の複数の事業者による共同提案の構成員として本公募に応募していないこと。

7 応募手続等

- (1) 募集期間
令和8年7月3日（金）から7月24日（金）午後5時まで
- (2) 提出資料

ア 提出資料

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

なお、企画提案書は、正本1部、複写5部の計6部を提出すること。また、複写5部については、事業者名が記載されている箇所を黒塗りすること。

資料名	備考	提出部数
参加申込書【様式1】		1部
会社案内（任意様式）	会社概要が分かるパンフレット等	1部
類似業務の実績【様式2】	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合にのみ提出（最大3件まで）	1部
企画提案書 （任意様式、 ただし、用紙サイズは A4とすること）	「(別紙) 仕様書」7に掲げる内容に関し、次の事項を具体的に記入すること。 ・ 企画内容及び運営計画 ・ 事業実施計画、業務実施体制 そのほか、本業務における会社又は団体としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。	6部

見積書【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> 宛先は京都市長とすること。 消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。 企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること。 	1部
事業者概要（任意様式） ※ 複数の事業者による共同提案の場合	それぞれの団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料	1部
運営体制（任意様式） ※ 複数の事業者による共同提案の場合	本業務における各事業者の役割が分かる資料	1部

イ 京都市競争入札参加有資格者でない場合

京都市競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

なお、納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

資料名	提出部数	備考
誓約書【様式4】	1部	
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	応募日前3か月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税等、京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式5】	1部	

(3) 応募方法

ア 提出資料等の提出期限及び提出方法

提出期限：令和8年7月24日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：以下提出先宛てに、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行うこと。

※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 質疑応答

質問方法：電子メールにより、件名を「京都市醍醐交流会館ホール活用プロジェクト企画運営業務に係る質問（事業者名）」とし、メール本文に質問事項を簡潔に記すこと。

受付期間：令和8年7月3日（金）から令和8年7月10日（金）午後5時まで

※ 受付期間後の質問は一切受け付けません。

受付先メールアドレス：toshisomu@city.kyoto.lg.jp

回答予定日及び方法：令和8年7月13日（月）

質問及び回答については、「京都市情報館」の本プロポーザルを掲載した同ページ上に掲載する。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(4) 提出先及び問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番

京都市都市計画局都市企画部都市総務課（担当：黒田、垣内）

電話：075-222-3610 メールアドレス：toshisomu@city.kyoto.lg.jp

8 審査方法等

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、以下の「提案書評価基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行い、その平均点を当該応募事業者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を委託候補者として選定する。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

【提案書評価基準】

評価項目		評価の着眼点	評価点				
大項目	小項目		A	B	C	D	E
事業者の 適格性	取組体制・取組方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が業務を遂行するにふさわしい体制を有しているか。 本市との連絡体制を確保しているか。 	20点	16点	12点	8点	4点
	類似業務実績の有無	<ul style="list-style-type: none"> 事業者がこれまで同種の事業を実施してきた実績があるなど、信頼性を有しているか。 	10点	8点	5点	3点	1点
実施計画 の内容	企画内容的確性・ 実現性・独自性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の趣旨・目的を把握、理解し、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自の創意工夫が見られ、効果が見込める企画内容であるか。 広報業務の進め方は妥当であるか。 	30点	25点	20点	15点	10点
	企画内容の発展性・ 持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> 今後の発展性・持続可能性が見込める企画内容であるか。 	20点	16点	12点	8点	4点
市内事業者 者加点	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか。(該当する(10点)／該当しない(0点))		10点	-	-	-	0点
見積金額	(受託希望者中の最低見積額 / 各受託希望者の見積額) ×満点10点 ※ ただし、小数点以下は切り捨てる。 ※ 契約金額上限額を超える場合は失格。		満点10点				
合計			100点(満点)				

※ 評価の基準

A 極めて優れている / B 優れている / C 妥当である / D やや不十分 / E 不十分

※ 平均点の小数点以下は切り捨てる。

(2) 審査員

- ・ 都市計画局都市企画部長
- ・ 〃 都市企画部都市総務課長
- ・ 〃 都市企画部都市総務課担当係長
- ・ 文化市民局地域自治推進室地域プロジェクト推進課長
- ・ 〃 地域自治推進室地域プロジェクト推進係長

(3) 審査結果の通知

審査結果については、応募事業者に対して電子メールで通知する。また、選定の結果、参加した事業者の評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館で公表する。なお、審査結果等に関する不当な要求は受け付けない。

(4) 契約手続

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議のうえ、契約する。万一、契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。

9 スケジュール

令和8年7月 3日（金） 募集開始

7月10日（金） 質問提出期限（午後5時まで）

7月13日（月） 質問に対する回答（予定）

7月24日（金） 各種必要書類の提出期限（午後5時まで）

7月29日（水） 受託候補者の決定・通知

10 実施報告書の提出

本業務終了後、業務完了報告書を提出すること（様式不問）。

11 失格事項・注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額（税込み）が「3 契約金額の上限」の金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 応募に当たっては以下に注意すること。

- ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- イ 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。
- ウ プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 応募書類は、公文書公開請求の対象となる。